

# 長野県水資源保全条例（仮称）素案の考え方

## 1. 条例制定の趣旨

- 長野県は、雄大な山々、豊かな森林とそこで育まれた清らかな水など、四季折々の変化に富み、国内でも有数の美しい自然に囲まれているとともに、日本のほぼ中央に位置し、8つの1級水系の源流域であるなど数多くの水源を有しています。
- このような清らかで豊かな水は、全ての生命の源であり、私たちの日常生活や経済活動を支え、文化を育むとともに、豊かな生態系を形成していく上で大切な資源であります。
- この水資源は、本県において将来にわたって引き継いでいかなければならない県民共有の貴重な財産であります。近年、目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下などによる地下水の減少が懸念されています。
- 水資源を保全するためには、いつ、誰が、どのような目的で水源地域の土地取引等が行われるか常に把握し、当該土地の取引等について適切に指導・監視していくことが必要です。
- このような考えに立って、水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制を中心とした水資源を保全するための措置を行い、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを楽しむことができるよう、この条例を制定しようとするものです。

## 2. 条例素案の説明

条 例 素 案	説 明
<b>1 目的</b>	
この条例は、水資源の保全に関し、基本原則を定め、並びに県、事業者、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、水資源の保全に関する基本指針の策定、水資源保全地域の指定等について必要な事項を定めることにより、長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）と相まって、水資源の保全を図ることを目的とします。	<ul style="list-style-type: none"><li>○条例の内容を要約するとともに、その目的を定めるものです。</li><li>○この条例において保全する「水資源」は、水道用水、農業用水、工業用水等として用いられる資源としての水を想定しています。</li></ul>

条 例 素 案	説 明
<b>2 基本原則</b>	
<p>水資源の保全は、水資源が県民共有の貴重な財産であり、公共性が高いものであることに鑑み、全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう推進されなければならないものとしします。</p>	<p>○1の目的を達成するための基本的な考え方を定めるものです。</p>
<b>3 県の責務</b>	
<p>県は、2の基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとしします。</p>	<p>○条例の制定主体である県の責務について、総合的に施策を実施することを定めるものです。</p>
<b>4 事業者の責務</b>	
<p>事業者は、基本原則にのっとり、その行う事業活動を行うに当たっては、水資源の保全に十分配慮するものとしします。</p>	<p>○水資源の保全に当たっては、水を利用する事業者の事業活動の際の配慮が求められることから、責務規定を定めるものです。</p>
<b>5 土地所有者等の責務</b>	
<p>土地所有者等（県内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、基本原則にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するものとしします。</p>	<p>○水資源の保全に当たっては、土地所有者だけでなく、土地管理者・占有者という土地利用者の方々の適正な土地利用の配慮が求められることから、責務規定を定めるものです。</p>
<b>6 県民の責務</b>	
<p>県民は、基本原則にのっとり、水資源の保全に対する関心と理解を深めるよう努めるものとしします。</p>	<p>○水資源の保全に当たっては、県民一人一人の水資源の保全に対する関心と理解が求められることから、責務規定を定めるものです。</p>
<b>7 市町村との連携等</b>	
<p>県は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し、9の(1)又は(2)により指定された水資源保全地域内の土地の利用方法その他の事項に関し必要な協力を求めるものとしします。</p>	<p>○水資源の保全は、県・市町村の役割分担による取組が重要であり、相互の連携協力により効果的な施策推進が期待できるほか、市町村による具体的な取組が求められる場合が想定されることから、市町村への協力を求めることについても定めるものです。</p>

条 例 素 案	説 明
<b>8 水源地域における水資源の保全に関する基本指針</b>	
<p>(1) 知事は、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（(2)及び9の(1)において「水源地域」という。）における水資源の保全に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとします。</p> <p>(2) 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとします。</p> <p>ア 水源地域における水資源の保全に関する基本的事項</p> <p>イ 9の(1)の水資源保全地域の指定に関する事項</p> <p>ウ 9の(1)又は(2)により指定された水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項</p> <p>(3) 知事は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。</p> <p>(4) 知事は、基本指針を定めたときは、これを公表しなければならないものとします。</p> <p>(5) (3)及び(4)の手続は、基本指針の変更を行う場合も同様とします。</p>	<p>○水源地域（水源地域のうち、特に保全が必要な9の(1)の水資源保全地域を含む。）における水資源の保全のための「基本指針」を定めるものです。</p> <p>○(1)の「公共の用に供する水源」は、市町村、水道事業者、土地改良区、広域水道事業団など、公共的団体が公共の利用に供するため取水している水源を想定していません。</p> <p>○(1)の「周辺の区域」は、取水地点の上流域や周辺の区域を想定しています。</p> <p>○(2)のアについては、水資源の保全ための方針、考え方その他の基本的事項（水資源保全地域の指定の意義、土地所有者等に関する条例の解釈に関することを含む。）を定めるものです。</p> <p>○(2)のイについては、水資源保全地域の指定に係る区域設定の考え方について定めることを想定しており、例えば、水資源への影響を考慮して、次の考え方に沿った区域を、「水資源保全地域」として指定することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水（ダム、湖沼、河川の水）については、山間地における水源の取水地点に対する集水区域の全部又は一部を基本とする。</li> <li>・地下水及び湧水については、水源の取水地点から一定距離の範囲を基本とする（市街化区域などの都市部を除く。）。</li> </ul> <p>○(2)のウについては、例えば、次の事項について定めることが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。</li> </ul>

条 例 素 案	説 明
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。</li> <li>・周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。</li> </ul> <p>○(3)については、地域の実情を把握している市町村長の意見を聴くとともに、基本指針の内容が専門的で多岐にわたることから、長野県環境審議会の意見を聴くことを想定しています。</p>
<b>9 水資源保全地域の指定</b>	
<p>(1) 知事は、水源地域のうち、当該地域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のため特に必要があると認めるものを、当該地域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができるものとします。</p> <p>(2) (1)によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができるものとします。</p> <p>(3) 知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならないものとします。</p> <p>(4) 知事は、水資源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を公告の日から起算して 14 日間縦覧に供しなければならぬものとします。</p>	<p>○水資源保全地域の指定に関する手続を定めるものです。</p> <p>○(1)の「当該地域における土地の所有又は利用の状況を勘案して」は、本条例に基づく事前届出制度が水源地域における民有地の土地取引の動きを把握しようとするものであることから、具体的な土地所有状況や土地利用状況を勘案する必要があることを想定しています。</p> <p>○(1)については、個々の水源の地形、地質や水資源の利用状況などを踏まえ、地域の実情に応じて弾力的に設定することが考えられることから、市町村長からの申出により指定することとしています。</p> <p>○(2)については、水源が広域にわたる場合や隣接する他の市町村に存在する場合などについても市町村長が要請できる仕組みのほか、知事が特に必要があると認める場合についても指定できる仕組みを定めるものです。</p>

条 例 素 案	説 明
<p>(5) (4)の公告があったときは、当該区域に係る土地所有者等及び利害関係人は、(4)の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができるものとしします。</p> <p>(6) 知事は、水資源保全地域を指定する場合には、その旨及び指定の区域を告示しなければならないものとしします。</p> <p>(7) 水資源保全地域の指定は、(6)による告示によってその効力を生ずるものとしします。</p> <p>(8) (1)から(7)までの手続は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更を行う場合も同様としします。</p>	<p>○(3)については、指定の内容が専門的分野にわたることから、長野県環境審議会の意見を聴くことを想定しています。</p> <p>○(4)、(5)については、公告・縦覧の手続により、水資源保全地域の指定についてあらかじめ広く周知するとともに、当該区域に係る土地所有者等及び利害関係人に意見書の提出の機会を付与することを定めるものです。</p>
<b>10 水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出</b>	
<p>(1) 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「土地に関する権利」という。)を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定(対価を得て行われるものに限る。以下同じ。)をする契約(予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。)を締結しようとする場合には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないものとしします。</p> <p>ア 当事者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>イ 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日</p>	<p>○水資源保全地域における適正な土地取引等の確保を図るため、水資源保全地域における土地に関する権利の移転等の届出制を定めるものです。</p> <p>○(1)は、届出が必要な土地取引行為の範囲について定めるものであり、国土利用計画法に基づく土地取引行為の届出と同様に、土地の売買契約のほか、譲渡担保、代物弁済、交換、営業譲渡など、所有権、地上権、賃借権等の権利の移転等が対価の授受を伴う契約行為を想定しています。</p> <p>○(1)の届出を要する期間については、助言を要するまでの期間等を勘案するとともに、県が市町村に対して行ったアンケート調査結果なども考慮して契約を行う日の3月前としています。</p>

条 例 素 案	説 明
<p>ウ 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積</p> <p>エ 移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び内容</p> <p>オ 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的 など</p> <p>(2) (1)によるほか、土地に関する権利を有している者は、当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下「権利取得者」という。）が未定であっても、(1)に掲げる事項を知事に届け出ることができる。</p> <p>(3) (1)は、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しないものとします（下限面積は設けません。）。</p> <p>(4) 9の(1)又は(2)による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における(1)の適用については、(1)中「当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「速やかに」とします。</p> <p>(5) 知事は、(1)又は(2)による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならないものとします。</p>	<p>○(1)のオの「土地の利用目的」は、届出書に詳細な利用目的を記載していただき、取水施設の把握もできることを想定しています。</p> <p>○(2)については、公有林化等を促進するため、権利取得者（買主等）が未定であっても届出が可能であることを想定しています。</p> <p>○(3)については、市町村へのアンケート調査結果などにおいて、水源地周辺における土地取引の実態把握のニーズが強いことなどを踏まえ、面積要件による除外規定は設けないこととし、下限面積は設けないこととしています。</p> <p>○(4)については、(1)により、水資源保全地域となった日から3月が経過するまでの間の契約についての取扱いについて定めるものであり、必要な読み替え規定を置き、地域指定から3か月の間の契約についても「速やかに」届け出なければならないことを想定しています。</p> <p>○(5)については、市町村は事前に水資源保全地域における土地取引の情報を把握することができ、具体的な対応（公有林化など）について検討することが可能となります。また、市町村からの意見を踏まえて、個別具体的な対応が可能になります。</p>

条 例 素 案	説 明
<p>(6) (1)又は(2)による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において(1)のアからオまでに掲げる事項に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとします。</p> <p>(7) (5)の手続は、(6)の変更の届出があった場合も同様とします。</p>	
<b>11 届出情報の公開</b>	
<p>知事は、10の(1)、(2)又は(6)による届出があった場合は、水資源保全地域の名称、10の(1)のイに掲げる事項、10の(1)のオに掲げる事項の概要について、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとします。</p>	<p>○事前届出があった場合、その内容の一部（水資源保全地域の名称、所有権移転等の年月日及び土地の利用目的の概要）を県ホームページで公開し、地域住民と情報共有して、地域が一体となって水資源の保全を推進することを想定しています。</p>
<b>12 助言</b>	
<p>(1) 知事は、10の(1)、(2)若しくは(6)による届出があった場合又は水資源の保全に支障が生ずるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができるものとします。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、長野県環境審議会の意見を聴くものとします。</p> <p>(2) 知事は、(1)の助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとします。</p>	<p>○(1)については、届出者（売主等）、権利取得者（買主等）、水資源保全地域内の土地所有者等に対して、水資源の保全に関し、配慮すべき事項や必要な手続等について、助言を行うことを定めるものです。</p> <p>○(1)の「必要があると認めるとき」は、水資源保全地域において、届出があった土地利用目的が水資源の保全に著しい支障があると認められる場合又は現に水資源の保全に著しい支障がある土地利用が行われている場合若しくは行われようとしている場合などを想定しています。</p> <p>○(2)については、助言に当たっては、市町村との連携が重要であることから、市町村への協力を求めることについて定めるものであり、具体的には、助言内容の確認、届出内容の確認等を想定しています。</p>

条 例 素 案	説 明
<b>13 報告及び立入調査</b>	
<p>(1) 知事は、10 の(1)又は(6)による届出がなかった場合において、当該届出をすべき者に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとします。</p> <p>(2) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、10 の(1)、(2)又は(6)による届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとします。</p> <p>(3) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水資源保全地域内の土地に立ち入り、当該土地の利用が水資源の保全に及ぼす影響を調査させ又は関係者に質問させることができるものとします。</p> <p>(4) (3)による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないものとします。</p>	<p>○(1)については、無届者に対し、必要な事項について報告を求めることができることを定めるものです。</p> <p>○(2)については、条例の施行に当たって、各種情報を得る必要があることから、届出者（売主等）、権利取得者（買主等）、水資源保全地域内の土地所有者等に対して、必要な事項について報告を求めることができることを定めるものです。</p> <p>○(3)については、条例の施行に当たって、各種情報を得る必要があることから、水資源保全地域内の土地に立ち入り、調査をし、又は関係者に質問することができることを定めるものです。</p>
<b>14 勧告</b>	
<p>知事は、10 の(1)、(2)又は(6)による届出をした者、権利取得者又は水資源保全地域内の土地所有者等が次のいずれかに該当する場合において、水資源の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。</p> <p>ア 13 の(1)及び(2)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	<p>○ア及びイの場合に勧告することができることを定めるものです。</p> <p>○勧告という形で、適正に報告及び立入調査等させるよう促し、報告徴収及び立入調査等の実施を行った上で、届出者（売主等）、権利取得者（買主等）、水資源保全地域内の土地所有者等に対する助言を行い、水資源を保全するための適正な土地利用等に誘導する手段をとる方が、この条例の目的をより達成できます。</p>



条 例 素 案	説 明
<p>イ 13 の(3)による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p>	
<b>15 公表</b>	
<p>知事は、14 による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができものとします。この場合においては、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならないものとします。</p>	<p>○正当な理由なく勧告に従わない場合は、相手方に弁明の機会を付与した上で、氏名・企業名等について公表することにより、条例に基づく手続を行わない者又は企業等であることを対外的に周知し、届出制の実効性を担保するものです。</p>
<b>16 土地の所有等の状況に係る情報提供の要求</b>	
<p>知事は、水資源の保全のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対し、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができるものとします。</p>	<p>○条例の施行に当たって、県は、水資源保全地域における届出に係る確認や土地所有者への助言などのため、水資源保全地域における土地所有者情報を把握する必要があり、そうした情報を保有している行政機関へ情報提供を求めることができるよう根拠規定を定めるものです。</p>
<b>17 補則</b>	
<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めるものとします。</p>	<p>○本条例の施行に関し、水資源保全地域の指定や土地に関する権利の移転等の届出に関する細目的事項は、知事が別に定めるものです。</p>

条 例 素 案	説 明
<b>附 則</b> <b>(1) 施行期日</b>	
<p>この条例は、公布の日から施行するものとします。</p>	<p>○条例の公布日から施行しようとするものです。</p> <p>なお、条例施行後、水資源保全地域が指定された場合、当該地域における事前届出制が始まります。</p>
<b>附 則</b> <b>(2) 検討</b>	
<p>この条例については、水資源を取り巻く状況の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとします。</p>	<p>○水資源の保全は、国による法令改正の状況、その時々水資源を取り巻く状況などを踏まえて、進めていくことが必要であることから、条例の再検討を行うことを定めるものです。</p>

### 3. 条例制定のスケジュール

- 条例案については、調整中であり、パブリックコメントの意見も含めて検討します。
- 条例は、平成 25 年 3 月の施行を予定しています。